

産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号) 1
- 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和三年政令第二百十九号)(附則第二項関係) 6

改正案	現行
<p>（事業再生から除外する手続）</p> <p>第一条 産業競争力強化法（<u>第六条第十四号</u>、<u>第十条第十四号</u>及び<u>第十九条第十三号</u>を除き、以下「法」という。）<u>第二条第十九項</u>の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）とする。</p> <p>（革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機関等の指定の基準となる法律）</p> <p>第六条 法第二十一条の六第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p><u>十二〇十四</u>（略）</p> <p>（事業適応促進業務に係る指定金融機関の指定の基準となる法律）</p> <p>第十条 法第二十一条の十九第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）</p>	<p>（事業再生から除外する手続）</p> <p>第一条 産業競争力強化法（<u>第六条第十五号</u>、<u>第十条第十四号</u>及び<u>第十九条第十三号</u>を除き、以下「法」という。）<u>第二条第十九項</u>の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）とする。</p> <p>（革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機関等の指定の基準となる法律）</p> <p>第六条 法第二十一条の六第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）</p> <p><u>十三〇十五</u>（略）</p> <p>（事業適応促進業務に係る指定金融機関の指定の基準となる法律）</p> <p>第十条 法第二十一条の十九第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 株式会社日本政策金融公庫法</p>

十二ノ十四 (略)

(認定事業再編関連措置)

第十六条 法第三十五条第一項の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 (略)

二 生産性向上設備等（法第二条第十八項に規定する生産性向上設備等をいう。）の導入と併せて行う事業再編（同条第十七項に規定する事業再編をいう。第三十五条第一項第二号において同じ。）のための措置であつて、その実施に長期資金の借入れを必要とするもの（前号に掲げるものを除く。）

(事業再生円滑化関連保証に係る保険料率)

第二十一条 法第五十二条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。次条及び第三十条において同じ。）一年につき、普通保険（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険をいう。次条において同じ。）及び無担保保険（同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。次条及び第二十九条において同じ。）にあつては一・六九パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条、次条及び第三十条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条、次条及び第三十条において同じ。）の場合、一・四四パーセン

十二ノ十四 (略)

(認定事業再編関連措置)

第十六条 法第三十五条第一項の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 (略)

二 生産性向上設備等（法第二条第十八項に規定する生産性向上設備等をいう。）の導入と併せて行う事業再編（同条第十七項に規定する事業再編をいう。第三十四条第一項第二号において同じ。）のための措置であつて、その実施に長期資金の借入れを必要とするもの（前号に掲げるものを除く。）

(事業再生円滑化関連保証に係る保険料率)

第二十一条 法第五十二条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。次条及び第二十九条において同じ。）一年につき、普通保険（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険をいう。次条において同じ。）及び無担保保険（同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。次条及び第二十八条において同じ。）にあつては一・六九パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条、次条及び第二十九条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条、次条及び第二十九条において同じ。）の場合、一・四四パーセ

ト)、特別小口保険(同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。次条において同じ。)にあつては〇・四パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント)とする。

(場所の定めのない株主総会等に係る会社法の適用)

第二十三条 法第六十六条第二項の規定により会社法の規定を讀み替えて適用する場合における同法第三百二十五条の三第一項第一号、第三百二十五条の四第二項及び第三百二十五条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三百二十五条の三第一項第一号</p>	<p>第二百九十八条第一項各号に掲げる事項</p>	<p>産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項各号に掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項</p>
<p>第三百二十五条の四第二項各号</p>	<p>同項第一号から第四号までに掲げる</p>	<p>産業競争力強化法第六十六条第二項の規</p>

ント)、特別小口保険(同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。次条において同じ。)にあつては〇・四パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント)とする。

(新設)

列記以外の部分	事項	定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項
第三百二十五条の七	「同項第一号から第四号まで」とあるのは「第三百二十五条において準用する同項第一号から第四号まで」	「第二百九十八条第一項第一号から第四号まで（第三百二十五条において準用する場合に限る。）」

第二十四条・第二十五条 (略)

(評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等)
 第二十六条 法第百十二条第三項の評価委員（次項及び第二十八条第一項において単に「評価委員」という。）は、次に掲げる者につき経済産業大臣が任命する。
 一・二 (略)
 三 対象会社（機構が法第百十二条第一項の規定により譲受け

第二十三条・第二十四条 (略)

(評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等)
 第二十五条 法第百十二条第三項の評価委員（次項及び第二十七条第一項において単に「評価委員」という。）は、次に掲げる者につき経済産業大臣が任命する。
 一・二 (略)
 三 対象会社（機構が法第百十二条第一項の規定により譲受け

を行い、又は法第百十四条第一項の規定により譲渡を行おうとする法第百十一条に規定する特定株式に係る法第二条第二十七項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二十八条第二項において同じ。）の設立を認可した大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省（当該大臣が内閣総理大臣である場合にあっては、内閣府。第三項及び第二十八条第二項において「担当府省」という。）の職員 一人
四・五（略）
2・3（略）

第二十七条・第二十八条（略）

（創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例）

第二十九条・第三十条（略）

（中小企業再生支援協議会の組織）

第三十一条 法第百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会（以下この条及び第三十四条において「協議会」という。）の委員は、五人以上でなければならない。
2〜4（略）
5 認定支援機関（法第百三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。第三十三条及び第三十四条において同じ。）に、協議会の事務局を置く。

第三十二条〜第三十五条（略）

を行い、又は法第百十四条第一項の規定により譲渡を行おうとする法第百十一条に規定する特定株式に係る法第二条第二十七項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二十七条第二項において同じ。）の設立を認可した大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省（当該大臣が内閣総理大臣である場合にあっては、内閣府。第三項及び第二十七条第二項において「担当府省」という。）の職員 一人
四・五（略）
2・3（略）

第二十六条・第二十七条（略）

（創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例）

第二十八条・第二十九条（略）

（中小企業再生支援協議会の組織）

第三十条 法第百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会（以下この条及び第三十三条において「協議会」という。）の委員は、五人以上でなければならない。
2〜4（略）
5 認定支援機関（法第百三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。第三十二条及び第三十三条において同じ。）に、協議会の事務局を置く。

第三十一条〜第三十四条（略）

○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和三年政令第二百十九号）（附則第二項関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（創業等関連保証に係る保険関係に係る保険料率に関する経過措置）</p> <p>2 改正法附則第七条の規定により改正法第二条の規定による改正後の産業競争力強化法第二百二十九条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係とみなされた改正法第四条の規定（改正法附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係についての産業競争力強化法施行令第三十条の規定の適用については、同条中「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・四パーセント」と、「〇・二五パーセント」とあるのは「〇・三四パーセント」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（創業等関連保証に係る保険関係に係る保険料率に関する経過措置）</p> <p>2 改正法附則第七条の規定により改正法第二条の規定による改正後の産業競争力強化法第二百二十九条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係とみなされた改正法第四条の規定（改正法附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係についての第一条の規定による改正後の産業競争力強化法施行令第二十九条の規定の適用については、同条中「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・四パーセント」と、「〇・二五パーセント」とあるのは「〇・三四パーセント」とする。</p>